

# 活動成果報告書

令和6年度（第28回）「チヨダ地域保健推進賞」

<p>活動テーマ 土浦市こども家庭センターにおける保健師活動 ～母子保健と児童福祉の一体的な相談支援～</p>	
<p>グループ名称・氏名(グループの場合は代表者名) 土浦市役所 こども未来部 こども包括支援課 代表者：川村 恵美子</p>	
<p>勤務先：土浦市役所 所 属：こども未来部 こども包括支援課 所在地：〒300-8686 茨城県土浦市大和町9-1 TEL：029-826-1111 FAX：029-826-1120</p>	

◇活動方針

令和5年4月「こども家庭庁」の創設により、国ではこども施策の新たな推進体制を構築し、強力に進めるとした。令和6年4月には、すべての妊産婦と子育て世帯、こどもを対象に、母子保健機能と児童福祉機能に係る相談支援を一体的に実施する機関である『こども家庭センター』を、各市町村へ設置することを努力義務と課している。

本市では法施行に先駆けた令和5年4月に、子育て世代包括支援センター（母子保健機能）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）を統合した『土浦市こども家庭センター』（図参照）を設置、運営を開始し、相談支援体制の充実・強化を図っている。

### 土浦市こども家庭センター (こども包括支援課)

<p><b>母子保健係 (子育て世代包括支援センター)</b></p> <p>保健師 助産師 子育て支援コンシェルジュ</p> <p>妊娠期から子育て期にかけての 母子保健と子育て支援の相談支援</p> <p>● 母子手帳交付 ● 育児相談・相談支援 ● 産後ケア・乳幼児健診・ヘルパー等</p>	<p><b>こども相談係 (子ども家庭総合支援拠点)</b></p> <p>保健師 社会福祉士 家庭児童相談員</p> <p>児童虐待など、要支援、要保護児童、 特定妊婦等への相談支援</p> <p>● 児童虐待対応・子育て短期支援事業 ● ヤングケアラー支援 等</p>
<p>● 統括支援員（保健師）：母子保健と児童福祉双方の知識を持ち、各専門職が一体的に支援を行える体制を構築</p> <p>● センター長（課長）</p>	

# 活動成果報告書

## ◇活動内容とその成果

### (1) 早期発見・支援の体制づくり

#### ①チラシの作成、配布

『こども家庭センター』の運営を開始するにあたり、周知啓発活動に取り組んだ。

『こども家庭センター』専用チラシを日本語、英語、中国語、ポルトガル語版を作成。日本語版のチラシを市内の保育所や公立小中学校、児童館等の合計99か所の関係機関へ依頼し、掲示をした。また、乳幼児健診会場等や出張相談の際に『こども家庭センター』のチラシを配布し、合計2,500名以上へ直接手渡しで配布することができた。これらの周知活動により、本市の『こども家庭センター』の認知度が向上したこともあり、『こども家庭センター』への相談件数が昨年度10,000件を超えた。(前年度7,219件)



#### ②研修会の開催

市内公立小中学校の校長教頭、養護教諭、放課後児童クラブの運営スタッフ、保育所長、ボランティア、民生委員等へこどもに関する研修会を開催した。その際に、『こども家庭センター』について案内、市内に居住する妊娠期から子育て期の家族やこども本人の相談窓口として、市の取り組みについて周知啓発活動を実施した。

研修会を実施する上で、開催方法についても考慮した。参加者が一堂に会することが難しい場合にはウェブでの開催も実施し、多くの参加者をつのることができた。



# 活動成果報告書

## (2) 母子保健機能と児童福祉機能の一体的な支援（抜粋）

### ①母子保健係と児童福祉担当係合同ケース会議

センター長、統括支援員、母子保健係、児童福祉担当係が合同ケース会議を実施。支援ケースの共有を妊娠期から開始している。昨年は、母子保健と児童福祉の合同ケース会議を24回開催、延159ケースについて支援方針等を協議した。



両機能の視点で議論を重ねることで、保健と福祉の専門性についての相互理解につながり、情報共有やアセスメントの質の向上、虐待の予防的な対応から個々の家庭に応じた継続的な支援が可能となり、相談支援体制の強化につながった。

### ②サポートプラン（独自様式）の作成・手交

対象家庭や子ども本人と相談しながらサポートプランを作成。母子保健と児童福祉双方の視点から、複数の支援を一元化した計画的な関わりが可能となった。

実際に、サポートプランを計1,124名作成し、支援を実施した。妊産婦、子どもやその家庭の課題・ニーズを母子保健・児童福祉の専門性を活かし、母子保健と児童福祉の視点を合わせることで支援対象者のニーズの全体像をより深く汲み取ることが可能となった。支援対象者とも有効な関係性を築くことができ、ケースのアプローチの質も向上した。

### ③合同ケースワーク（同行訪問、同席面接、情報共有等）

サポートプランに基づき、特定妊婦や要支援児童等に対し、母子保健と児童福祉双方の職員が同行訪問や面接相談を実施。支援対象家庭の状況に応じて、関係機関を交えて要保護児童対策地域協議会や、医療機関での協議等も行った。

また、20歳代のある特定妊婦に対して、早期からの情報共有と20回以上の同行訪問等の支援をし、医療機関や児童相談所、警察等関係機関との懸け橋を保健師が担い、育児放棄のリスクを早期に把握・介入し、新生児の生命を救うことができた。保健師として、対象家庭に応じた効果的なサポートを提供することができた。

これまで母子保健係と児童福祉係は組織が別であるため、連携や支援に偏りが生じたり、情報共有がなされにくい等の課題があった。しかし、『こども家庭センター』を整備し、母子保健・児童福祉の連携・協働が深まったことで、妊娠出産期からの健康状態や育児環境の変化を早期に把握、虐待や育児不安などのリスクへ早期介入することにより、深刻な問題が発生する前に支援を開始することが可能となった。

#### ◇今後の計画

『こども家庭センター』を設置し、【産前産後家事ヘルパー派遣事業】【子育て世帯訪問支援事業】を新規開始した。本市では、これまでヘルパー事業は実施していなかったが、核家族化が進行し孤立化しやすい時代の中、「育児負担が軽減される」と、利用者数も増加し大変好評となっている。利用対象家庭は、産前産後期のみではなく、子育て世帯も対象としている。

今後も相談支援事業、ヘルパー事業を始めとし、妊娠出産期から子育て期のすべての家庭を対象に、子どもと家族の最善の利益を第一に考えた継続的な支援を提供し、家庭環境の改善や子どもの健全な成長を促進する手助けをしていきたい。